第6章

関係機関との連携

関係機関との連携

相談内容が初めから保育所での育児相談になじまないものである場合には、他の適当な相談機関等を紹介することが望まれます。

相談の過程において、他の相談機関等に引き継ぐことが適当であると判断される場合には、その引継ぎ（紹介、斡旋）が円滑に行われるよう配慮しなければなりません。

したがって、それぞれの地域にどのような相談機関等があって、どのような相談担当者が、どのような相談活動をしているか、それを利用するためにはどのような手続きをとったらよいかなど熟知していなければなりません。常日頃から、他の相談機関等との連携に十分配慮し、相互に既知の間柄を作りあげることが望まれます。

なお、保育所の相談ですべて解決するというのではなく、また、相談をかかえ込んでしまうのではなく、必要に応じて他の専門機関等へつなげて行く。このつなげ方のいかんも、相談の専門性にかかっているという認識がなければなりません。

〈子育てに関する相談機関〉

（1）福祉事務所

福祉事務所は、都道府県、市及び特別区に設置されている社会福祉に関する専門の行政機関です。福祉事務所では、生活保護をはじめ福祉全般について取り扱っていますが、児童福祉、母子福祉に関しては、児童、妊産婦、母子家庭等について必要な実情を把握し、相談に応じ、必要な調査を行い、個別的、集団的に必要な指導を行っています。具体的には、養護施設などへの入所や里親への委託等の措置を必要とする児童や、児童相談所の判定を必要とする児童については児童相談所への送致を行っています。また、児童または保護者に対する精神薄弱者福祉司や社会福祉主事の指導や、助産施設、母子寮、保育所への入所事務を行っています。母子家庭や寡婦については、母子相談員による家庭紛争や児童の養育などの相談、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け、経済上の問題に関する相談、就職、生業、住宅等生活上の問題に関する相談等を行っています。

（2）児童相談所

子ども（18歳未満）の福祉全般にかかわる相談を中心に、家庭（家族）その他からの相談に応じ、必要に応じて子どもや家族について調査し、助言や指導を行う行政機関のひとつです。職員としては、所長をはじめ、相談員、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保育士などがその任にあたっています。相談の主な内容では、心身障害関連が全体の半数を占めているほか、育成相談や養護、非行、保健などとなっています。また、近年では、「ひきこもり・不登校児

童福祉対策モデル事業」や「家庭支援相談等事業」などの活動も行われています。育児に関しては、子どもの生活環境としての家庭や家族関係についての相談や指導を行い、子育てや家庭への支援活動を進めながら、養護を要する子どもには児童福祉施設への入所や里親委託などの措置を行っています。

（3）家庭児童相談室

高度成長以降、社会状況の急速な変化に伴って家庭が変容するなかで、子どもの養育や子どもの生活環境に問題が見られるようになり、その解決のために福祉事務所に設置されました。この相談室の主な業務は、家庭における子どもの養育や子どもへの福祉の向上を図ることが中心になります。そのために、子どもの福祉の分野から専門職員としての相談・指導業務を行う社会福祉主事や主に家庭福祉の相談を行う家庭相談員が職員として配属され、面接相談や訪問相談を行っています。相談の内容としては、子どもの教育に関するものをはじめ、養育にかかわる経済的問題や家庭環境などが多くなっています。また今日では、保育園や幼稚園、学校などの集団生活における生活行動に関する相談も少なくありません。

（4）児童委員・民生委員

児童委員は児童福祉法により市町村の区域に置かれている民間奉仕者です。児童委員は担当区域内の児童及び妊産婦について、常にその生活及び環境状態を把握し、その保護、保健その他の福祉に関し援助や指導を行う一方、児童相談所の児童福祉司、福祉事務所の社会福祉主事の行う業務（児童・母子・精神薄弱者の福祉）の遂行に協力することを職務としています。

また児童委員は、民生委員法による民生委員が兼ねるものとされており、民生委員は、地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域に置かれています。その職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じ、その自立更生を援助するとともに福祉事務所長、市町村長等の行政機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連絡し、その機能を助ける等、きわめて広範囲に及んでいます。

（5）市町村保健センター

各市町村が、その住民の健康の保持増進を図るために、第一線の施設として設置しています。小児から老人までのあらゆる年齢の住民の健康についての実践の場です。子育て支援という観点では、乳児期、１歳６か月児、３歳児の健康診査などの保健活動を行っています。さらに、そこには、保健婦や栄養士等の専門職が常駐しており、住民の健康上の問題や食生活上の相談や指導を行います。また、実際の育児に有効な相談にも携わることはいうまでもありません。ときには、その場で、予防接種を行うこともあり、乳幼児を対象にした市町村が実施する保健

サービスの実践の場です。保健センターの形態は、地域の実情によって様々です。基本的には健康診査や保健指導、先にあげた事業を行うほかに、健康増進のための色々な設備を備えたものもあります。

（6）保健所

保健所には、都道府県が設置するものと特定の市や特別区が設置しているものがあります。前者においては、子育て支援としては、専門的な保健活動、広域的な保健活動を主に行うことになっています。例えば、未熟児訪問指導、障害児の療育指導、慢性疾患の子どもの指導等が実施されています。基本的な保健サービスは、市町村が行い、その場所として保健センターが中心となります。しかし、保健所は、その管内の幾つかの市町村の住民の健康増進の基本的な方向性を示すという役割をもっており、いつも住民の健康に関しては支援できるようになっていることはいうまでもありません。一方、後者の保健所は、市全体の保健の実践の場として位置付けられており、健康診査や保健指導を行い、育児指導に応じ、さらに県の保健所と同じ業務を行っています。

あなたの保育園のまわりの相談機関

（連絡をとる必要のある近くの相談機関をメモとしてご活用ください。）

機　　関	所　　在　　地	電話番号	担当者
福祉事務所			
児童相談所			

子育て相談ハンドブック作成に関する調査研究委員及び執筆者一覧

巷　野　悟　郎（社団法人母子保健推進会議　会長）

大　方　美　香（大阪総合保育大学　教授）

橋　本　聡　子（こどもの城保育研究開発部　部長心得）

土　金　新　治（五風会保育園　園長）

子育て相談ハンドブック作成に関する調査研究報告書

発　行：平成26年３月
発行所：社会福祉法人　日本保育協会
〒150-0001　東京都渋谷区神宮前５丁目53番１号
電話 03-3486-4412（代）　FAX 03-3486-4415
URL http://www.nippo.or.jp/

本書の内容あるいは全部を転用、複製複写（コピー）する場合は、法律で認められた場合を除き、当協会あてに許諾を求めてください。

相談室